

## 「大阪府温暖化の防止等に関する条例等の一部改正案（建築物環境配慮）」に対するご意見等と大阪府の考え方について

「大阪府温暖化の防止等に関する条例等の一部改正案（建築物環境配慮）」に対する府民意見等を募集した結果、1名の方から4件のご意見が寄せられました。寄せられたご意見、ご意見に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

	ご意見等	大阪府の考え方
1	住宅の場合、国レベルで基準のある「住宅性能表示」があるが、こちらのラベル表示制度がないのに、地方自治体毎に別々のラベル表示を行うことは、消費者に混乱をもたらすのではないか。	○ 環境性能表示は、建築物環境計画書の届出の際に行っていただく環境配慮措置を評価した結果を分かり易くラベルの形にしたものです。このラベルがマンション等の購入者等と建築主のコミュニケーションを促進させるものと考えております。環境性能表示の中身につきましては、本制度を進めている全自治体で統一されている総合評価を基本としていることや、府内での重点項目の統一を図ることにより混乱が生じないように努めております。
2	当該のラベル表示のランクのイメージが見る人によって違う。また、他物件との相对比较でしか、性能の良し悪しが判断できないのではないか。	○ 環境性能表示の内容よりも詳しい建築物環境計画書の概要は、現在既に大阪府のHP上で公表しております。この計画書の概要をご覧いただくことで建築物自体が持つ環境性能レベルを判断していただけるものと考えております。環境性能表示とこの計画書の概要を併せて府民の皆様に公表することにより、より分かりやすい環境性能の情報の提供に努めてまいります。
3	事前に行政庁が審査しているのですが、事業主の自己評価結果を広告に付けても、消費者の意識は低くないか。（行政庁の審査結果であることがわからない）	○ 環境性能表示の中身につきましては、自己評価結果となっております。大阪府はその内容に指導助言を行うと共に、評価内容をHP上で公表すること等により、本制度の普及啓発を誘導しております。建築主が環境配慮について自己評価した結果を開示する積極的な姿勢を大阪府が後押しすることにより、購入者等の意識を高め、環境に配慮した建築物がより普及する社会となることを目指しております。
4	貴重な広告紙面の一部にこのラベル表示を義務付けることにより、建物の性能を上げたいという行政庁の思惑だと思うが、建物性能が狙い通り高いレベルになったら、ラベル表示に消費者も関心がなくなるし、事業主も高い広告費の中で貴重な紙面の一部を割くことに違和感を感じると思う。よって、行政庁のホームページでの公表で十分ではないか。	○ 建築物の環境配慮性能の向上は、技術の進歩により支えられている部分が多く、将来的には、より環境性能の高い建築物が増加することで、購入者等の要求はむしろより高くなると予想されます。その結果、建築主が切磋琢磨していく機運が高まることとなり、本制度の重要性が今後更に増すものと考えております。